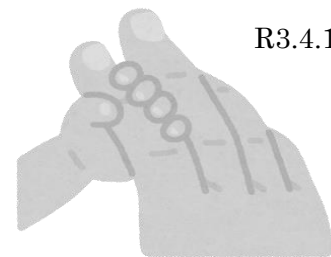


新生児聴覚検査費用を 助成します



新生児聴覚検査は、赤ちゃんの聴覚に異常がないかを早期に発見するための検査です。生まれつき耳の聞こえにくさがある赤ちゃんは、1,000人に1人～2人と言われています。聴覚障害は早期に治療することでことばの発達などへの影響を最小限に抑えることができることが分かっています。

早期発見、早期治療のために新生児聴覚検査を受けましょう。

<助成対象児>

令和3年4月1日以降に生まれた方

<助成内容>

生後28日以内の入院中また外来において実施した聴覚検査。

助成金額は全額となり1回のみ申請になります。

※聴覚検査後に精密検査が必要になった場合の助成は実施していません。

<申請方法>

一旦全額を医療機関で支払い、検査日から1か月以内に、

- ① 診療明細書および領収書
- ② 母子健康手帳（検査結果が分かるもの）
- ③ 印鑑
- ④ 保護者名義の通帳（口座番号が分かるもの）

を持ち健康福祉課に申請してください。

※1か月以内の提出が難しい場合はご相談ください



【問い合わせ先】

朝日町役場 健康福祉課

☎ 0237-67-2116